

市川市指定排水設備工事業者の継続更新に伴う誓約書の該当法令について

市川市下水道条例(抜粋)

(指定の基準等)

第10条の3 市長は、第10条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者が1名以上専属している者であること。
- (2) 規則で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 千葉県内に営業所がある者であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 第10条の10第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者(その者が法人の場合にあっては、その役員又はその役員であった者を含む。)

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの